

排除される若者たちと少子化

——フリーターとニートに関して——

渡 邊 幸 良

はじめに

「イヤなことがあれば、すぐ仕事をやめてしまう」「こらえ性がない」「ちょっと叱ったら来なくなった」「最近の若いやつらはなっていない……」。若者の失業増加はもっぱら、若者の職業意識が低下したせいと、非難されてきた⁽¹⁾。フリーターやニートの若者たちに対して、世間の目は冷ややかである。このような状況は、若者たちが生み出してきたものなのか、それとも社会の中から出てきた問題なのであろうか。

若者たちのこのような状況に鑑み、2003（平成15）年度に、厚生労働大臣をはじめとした関係閣僚により「若者自立・挑戦戦略会議」が発足し、2003年6月に「若者自立・挑戦プラン」を、2004（平成16）年12月には「フリーター20万人常用雇用化プラン」（2005（平成17）年5月～2006（平成18）年4月）を掲げ、23.2万人の常用雇用を実現した。さらに、「フリーター25万人常用雇用化プラン」（平成18年4月開始）や「ニートの職業的自立」を掲げた諸政策が行われつつある。

社会階層論では、学校を卒業した最初の職が、その後のキャリアに大きな影響を及ぼすと考えるので、フリーターやニートを若年労働者たちのある種の階層と考え⁽²⁾、経済的・文化的分類のひとつの階層として考察が進められるであろう⁽³⁾。そして、本稿では、このような若者たちが非典型労

働に従事し、産業予備軍としての役割を担い、社会から排除されているととらえながら、少子化との関係を吟味しようとするものである。

1 若者の失業とジニ係数

1990年代後半の景気後退期において、雇用不安が大きな社会問題になったが、そこで大きな関心を集めたのは大企業の倒産や「リストラ」による中高年男性の失業であった。そこで、若年層については雇用のミスマッチなどの問題として分析される場合が多かった。しかし、若年層の失業は、雇用のミスマッチの問題ではなく、むしろ中高年より深刻であると主張した玄田有史氏によって⁽⁴⁾、若年層の雇用問題に注目が集まったのは2001（平成13）年であった。玄田氏の分析によると、業績の悪化と人件費の増大に追い込まれながら、多くの企業にとって、社員との軋轢がもっとも少ない人員整理の手段として選んだのが、若年者の採用凍結であった。若者に失業が増えたのは、不況もさることながら、実際には中高年の雇用を維持する代償として、働く機会の多くが奪われたからである⁽⁵⁾。このことが若者たちの失業増加の真実であるといえる。

さらに、玄田有史氏によれば、1990年代の前半と後半を通じて、35歳以上の雇用機会は一貫して増加する傾向にあったが、実際に雇用機会を最も減らしていたのが、1990年代前半は10代後半であり、1990年代後半には20代前半という若者層であったのである⁽⁶⁾。この層の若者たちは、ほぼ同じ出生コホートに属するが、前者は中卒や高卒で、後者は専門学校卒、短大・四大卒と、雇用機会が乏しいままであった中卒や高卒である。

新卒者の雇用機会が減らされた若者たち、特に20代前半までの男性の完全失業率は、表1のように、1991年から10%を超え、数年のラグを置いて25～34歳までの若者たちの完全失業率も上昇している。しかし、35～44歳の男性の完全失業率は3%前後で安定的であった。女性の完全失

排除される若者たちと少子化

表1 年齢階級別完全失業率の推移

(男性)

(単位：%)

	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
1983年	2.7	4.6	2.3	1.7	2.0	5.0	2.7
1984年	2.7	4.9	2.2	1.7	1.8	5.2	2.2
1985年	2.6	4.8	2.3	17.0	1.7	5.0	2.1
1986年	2.7	5.2	2.3	1.3	1.8	5.2	1.6
1987年	2.8	5.4	2.3	1.8	2.0	5.4	1.6
1988年	2.5	5.1	2.1	1.5	1.6	4.4	1.5
1989年	2.2	4.7	1.8	1.0	1.3	3.9	1.5
1990年	2.0	4.5	1.8	1.2	1.1	3.4	1.4
1991年	2.0	4.7	1.8	1.2	1.1	3.0	1.3
1992年	2.1	4.6	1.9	1.3	1.2	3.2	1.6
1993年	2.4	4.9	2.3	1.5	1.4	3.3	1.6
1994年	2.8	5.6	2.6	1.8	1.7	4.6	1.9
1995年	3.1	6.3	3.0	2.0	1.9	4.6	2.2
1996年	3.4	6.8	3.3	2.1	2.0	5.1	2.1
1997年	3.4	6.7	3.3	2.1	2.1	5.0	2.0
1998年	4.2	8.4	4.2	2.7	2.5	6.3	2.6
1999年	4.8	10.1	4.8	3.1	3.2	6.7	2.9
2000年	4.9	10.2	5.0	2.9	3.4	6.7	3.2
2001年	5.2	10.7	5.5	3.4	3.7	7.0	3.2
2002年	5.5	11.1	5.9	3.7	4.3	7.1	2.9
2003年	5.5	11.6	5.9	3.6	4.0	6.8	3.3
2004年	4.9	10.9	5.7	3.6	3.6	5.5	2.6
2005年	4.6	9.9	5.2	3.5	3.1	5.0	2.5
2006年	4.3	8.8	5.3	3.2	3.1	4.5	2.8
2007年	3.9	8.3	4.8	3.0	2.9	4.1	2.8

(女性)

(単位：%)

	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
1983年	2.6	4.2	3.6	2.2	1.8	1.8	0.9
1984年	2.8	5.0	3.7	2.4	1.9	2.1	0.9
1985年	2.7	4.7	3.7	2.2	1.9	2.0	0.9
1986年	2.8	5.1	4.0	2.3	1.9	2.0	0.9
1987年	2.8	5.0	4.0	2.3	1.8	2.2	0.8
1988年	2.6	4.7	3.7	2.2	1.6	2.2	0.8
1989年	2.3	4.2	3.5	1.9	1.5	1.8	0.0
1990年	2.2	4.1	3.4	1.8	1.3	1.4	0.0
1991年	2.2	4.2	3.3	1.8	1.4	1.6	0.0
1992年	2.2	4.1	3.5	1.9	1.3	1.3	0.6
1993年	2.6	5.1	4.0	2.0	1.6	1.6	0.6
1994年	3.0	5.3	4.7	2.4	1.8	1.9	0.6
1995年	3.2	6.1	4.8	2.6	2.1	2.1	0.6
1996年	3.3	6.4	5.2	2.4	1.9	2.6	0.6
1997年	3.4	6.6	5.5	2.6	2.0	2.5	0.6
1998年	4.0	7.3	6.2	3.3	2.5	2.9	0.6
1999年	4.5	8.2	6.7	3.5	3.0	3.3	0.5
2000年	4.5	7.9	6.4	3.7	2.9	3.6	1.1
2001年	4.7	8.4	6.9	4.1	3.1	3.7	1.1
2002年	5.1	8.7	7.3	4.6	3.6	3.8	1.1
2003年	4.9	8.6	6.8	4.8	3.2	3.9	1.1
2004年	4.4	8.3	5.8	4.4	3.1	3.0	1.1
2005年	4.2	7.4	6.2	4.1	2.9	2.7	1.1
2006年	3.9	7.2	5.3	3.7	2.7	2.3	1.0
2007年	3.7	7.1	5.1	3.9	2.6	2.4	1.0

資料：総務省統計局「労働力調査」

業率についても、同じような傾向にあるが、完全失業率の変動は男性ほどではない。したがって、新卒者の採用凍結などにより男性の若者たちを中心に、不況の影響を被っていたのであった。

このように雇用機会を奪われた若者たちは、表2のように、アルバイトやパート、派遣労働、契約などの非正規雇用に、仕事の道を見つけるしかなかった。男性、特に15～24歳の男性は、1995年から2005年にかけて他を圧倒して大幅に上昇した後、高止まりをしており、25～34歳層でもタイムラグをおいて2000年から2005年にかけて大きく上昇している。また、女性でも15～24歳層は他の年齢層に比べて上昇幅が大きくなっている。

表2 役員を除く雇用者に占める正規従業員以外の雇用者の割合（非農林業）

(男性)		(%)				
	15～24歳（在学中を除く）	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	
1985年	4.7	3.2	3.1	5.0	19.3	
1990年	7.1	3.2	3.3	4.2	22.6	
1995年	9.3	2.9	2.3	2.9	17.4	
2000年	19.7	5.6	3.8	4.2	17.8	
2005年	28.9	13.2	7.1	9.2	27.6	
2007年	29.4	13.9	7.4	8.1	25.8	

(女性)		(%)				
	15～24歳（在学中を除く）	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	
1985年	8.3	24.3	44.5	37.4	38.1	
1990年	11.6	28.1	49.5	44.7	44.5	
1995年	16.3	26.7	48.9	46.8	43.6	
2000年	26.4	31.8	53.1	51.7	55.3	
2005年	39.8	38.4	54.4	56.6	61.1	
2007年	37.4	42.5	55.0	58.8	62.8	

資料：1985年・1990年・1995年・2000年は総務省統計局「労働力調査（特別調査2月）」、2005年・2007年については「労働力調査（詳細集計）1～3月平均結果」により、厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。

出典：厚生労働省編『厚生労働白書（平成20年版）』ぎょうせい、2008年、55ページ。

排除される若者たちと少子化

このことを擬似的にパネル調査に置き換えて考えるならば、若者たち、特に若年男性が非正規雇用に就業し、正規従業員になれなかったと考えられる。さらに、2007年は2005年に比べて、特に女性のほうが顕著ではあるが、男女とも、15～24歳層の非正規雇用の割合が減っているが、25～34歳層の割合は増えている。これは、景気回復によって新卒者の採用が増えてきたが、若者たちの中途採用は消極的で、正規従業員になれないまま非正規雇用を続けるしかなかった、ということを示している。

このように、新規採用を縮小された34歳までの若者たちは、完全失業率が高く、就業するとしても正規従業員になれることが少なくなり、アルバイトやパートに就くフリーターや、派遣労働（特に日雇派遣）に従事せざるをえなくなっている。

ここで、所得格差の指標であるジニ係数の推移を表3でみると、1990年代後半以降、全体的にジニ係数が上昇している（ただし、65歳以上層の数値は有意ではない）。24歳までの若者の間では、もともと所得格差が大きいのが、着実に所得格差が強まり、ジニ係数は高止まりをしている。25～34歳の若者の間でも、1990年代後半以降、所得格差が広がっている。

表3 雇用者所得の年齢階級別ジニ係数の推移

(年)	1989	1992	1995	1998	2001	2004	2005
総数	0.7591	0.7425	0.7393	0.7506	0.7515	0.7701	0.7735
0～24歳	0.8954	0.8757	0.8804	0.8917	0.8928	0.9000	0.9000
25～34歳	0.5421	0.5099	0.5318	0.5406	0.5320	0.5698	0.5633
35～44歳	0.5850	0.5626	0.5617	0.5633	0.5566	0.5783	0.5794
45～54歳	0.6172	0.5949	0.5765	0.5813	0.5649	0.5751	0.5921
55～64歳	0.7436	0.7070	0.6842	0.6964	0.6994	0.7096	0.7163
65歳～	0.8909	0.8888	0.8881	0.8952	0.8953	0.8984	0.8998

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室において大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を特別集計したもの。

出典：厚生労働省編『厚生労働白書（平成20年版）』ぎょうせい、2008年、58ページ。

このように、所得格差拡大の問題は、若者たちの所得格差が拡大してきたことが中心的な問題である。

2 フリーターの定義と推移

2.1 用語の誕生

「フリーター」という言葉がはじめて登場したのは1987年のことであり、求人情報誌『FROM・エー』（リクルート）の編集長・道下裕史氏が生み出した。語源は、英語のフリー free（時間の自由なという意味、あるいはフリーランスの略）、ドイツ語で労働を意味し日本語では一種の非正規雇用を意味するアルバイト arbeit、そして「～する人」という意味の英語 -er、の3つをつなげた和製造語「フリーランス・アルバイト」の略称である。

当時、注目を集めていたのは、定職に就こうとせず、アルバイトを繰り返しながら、自分なりの自由な時間と生活をエンジョイしようとする若者たちの姿であった。フリーターは、こうした新しい働き方と新しいライフスタイルの誕生を予感させる、一群の若者たちの登場を命名する言葉として生まれた⁷⁾。

2.2 フリーターの定義

厚生労働省（旧労働省）では、（フリーアルバイトとして）フリーターを最初に『労働白書（平成3年版）』で集計しており、当時は、上記のような正社員になりたくない人という立場が着目され、そのまま定義が継続したものと考えられる。そして、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、②現在無業

の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、1982年、87年、92年、97年については集計している（これを厚生労働省の旧定義と呼ぶことにする）⁽⁸⁾。

旧労働省がフリーターの統計を公表しはじめた1991年までは、バブル経済の高揚期であり、若年労働市場は高学歴者を中心にして人手不足が続いた。大卒を中心とする一定数のフリーターたちが、組織に縛られない「自由な生き方」を実践していたのであった。おりしもその同年（1991年）の年末にバブルが崩壊し、それ以降「失われた10年」といわれる不況の時代が続いた。そのため、1990年代以降におけるフリーターの量的拡大のプロセスは、同時にフリーターという働き方・生き方の「困難」が比較的見えやすい形で顕在化してくるプロセスともなっていた⁽⁹⁾。

「失われた10年」を経過しながら、2003年、内閣府の『国民生活白書（平成15年版）』が、フリーター数417万人という数字を公表して、フリーターに大きな関心を集めた。このフリーターを主題として扱った『国民生活白書（平成15年版）』では、フリーターを「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」と定義している⁽¹⁰⁾。

当時の時代背景から、バブル経済の高揚期につくられた厚生労働省の旧定義は、もともとの意味においてフリーターという立場を選択している人（正社員になりたくない人）を指しているが、「失われた10年」を経た後の内閣府の定義は、フリーターにならざるを得ない立場の人（正社員になれない人）を指していた、という違いがある。つまり、厚生労働省の旧定義では、現在無職の人のうち前者はパート・アルバイトを希望する人のみカウントし、内閣府の定義では、正社員を希望する人を含めてカウントしている点にも違いがあらわれている。つまり、内閣府の定義は、フリーターの負の側面に着目し、正社員に「なりたくない人」と「なれない人」の両方を含んでいるので、当然、数は多くなっていたのである⁽¹¹⁾。さらに、こ

の内閣府の定義に、部落の若者たちのような「社会的に不利な立場におかれた」若者を加える、部落解放・人権研究所の調査もある⁽¹²⁾。

2.3 定義の収斂へ

それでは、一体、誰のことをフリーターと呼んで良いのであろうか。まず、若者であること、学生ではないこと、正社員としては雇用されていないことが考えられよう。また、主婦がパートタイマーで働く場合とは区別して考えられるほうが良いであろう。さらに、内閣府の定義のように、派遣労働や契約社員、嘱託といった正社員以外の雇用形態全体につながる問題という捉え方もできるが、内閣府の定義によるフリーターは、正社員以外の雇用として「非典型雇用」として捉えるほうが適当なのではないであろうか⁽¹³⁾。

フリーターであるという自己認識を持つかどうかは、非典型雇用の中でも雇用形態により異なっている。日本労働研究機構（現労働政策研究・研修機構）の調査研究報告書『大都市若者の就業行動と意識広がるフリーターの経験と共感』によれば、2000年に都内に住む18～29歳の男女で、最近1週間の就業形態がアルバイトの場合は93.4%がフリーターであるとの自己認識を持ち、契約社員・嘱託である場合には19.7%にすぎなかった⁽¹⁴⁾。自己認識の観点を取り入れるなら、厚生労働省による定義のほうが、よりリアリティのある数字だといえよう。

この調査研究に際して、1999年に結成された「若者の就業行動研究会」のフリーターの定義は、年齢を15～34歳、在学しておらず、女性については配偶者のいない者に限定し、①有業者については勤め先における呼称が「パート・アルバイト」である雇用者、②現在無業者については家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の仕事を希望する者、であった⁽¹⁵⁾。厚生労働省の旧定義との違いは、在学者と未婚女性に限り、勤続年数の制限をつけないことである⁽¹⁶⁾。

また、この調査の中心人物であった小杉礼子氏は、フリーターを、「15～34歳で学生でも主婦でもない人のうち、パートタイマーやアルバイトという名称で雇用されているか、無業でそうした形態で就職したい者」と、よりスマートに定義している⁽¹⁷⁾。

前述の調査報告書が発表された翌年の2002（平成14）年から、厚生労働省は、日本労働研究機構の定義に合わせるように、フリーターを、年齢15～34歳層、卒業者に限定することで在学者を除く点を明確化し、女性については未婚の者とし、さらに、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事希望する者と定義を変更して、集計している（これを厚生労働省の新定義と呼ぶことにする）⁽¹⁸⁾。

また、『国民生活白書（平成19年版）』でも、厚生労働省の「雇用管理調査」（2004年）におけるフリーターの定義、つまり「15～34歳の若年者（学生および主婦を除く）のうち、勤め先における呼称がアルバイト又はパートである者（これまでアルバイト・パートを続けてきた者で無業の者を含む）」を使用するようになった⁽¹⁹⁾。もちろん、これは、厚生労働省の新定義のことである。

このように、フリーターという言葉があらわれて20年経ち、厚生労働省の新定義に収斂しつつあるのではないかと思われる。もちろん、現在でもさまざまな定義が述べられていることには間違いないが、本稿では、フリーターについて厚生労働省の新定義を用いることにする。

2.4 フリーター数の推移

表4より、フリーターの数を見ると、2007年は前年より6万人減り181万人となっている。年齢階層別に見ると、減少しているのは15～24歳層が中心で、25～34歳の年長フリーター層では、2004年に99万人となった

後、減少傾向にあるものの、2007年において92万人となって、はじめて15～24歳層を上回った。

このような年長フリーター層の雇用状況の改善の遅れは、フリーター経験がキャリアとしてプラスに評価されるわけではなく、フリーター状態から抜け出すことが困難になってゆくことが考えられる。過去にフリーターだった経験自体が、その人がフリーターから抜け出すチャンスを狭めてい

表4 年齢階級別フリーター数の推移

(単位：万人)

年	1982	1987	1992	1997	2002	2003	2004	2005	2006	2007
15～24歳	34	57	72	102	117	119	115	104	95	89
25～34歳	17	23	29	49	91	98	99	97	92	92
合計	50	79	101	151	208	217	214	201	187	181

資料：1982・1987・1992・1997年は総務庁統計局「就業構造基本調査」より労働省政策調査部にて特別集計（「平成12年版労働経済の分析」、2002年以降は、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

(注1) 1982・1987・1992・1997年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就職している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主に行っている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。

(注2) 2002年以降については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。

(注3) 1982年から1997年までの数値と2002年以降の数値とでは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

出典：厚生労働省編『厚生労働白書（平成20年版）』ぎょうせい、2008年8月、56ページ。

るのである⁽²⁰⁾。

3 ニートの定義と推移

3.1 ニートの定義

日本では、2004年頃からフリーターよりもさらに深刻な存在として、ニート（NEET）が注目されてきた。そもそもニートは、イギリスのブレア政権時代に内閣府の社会的排除防止局（Social Exclusion Unit）が作成した“Bridging the Gap”という調査報告書に用いられ、その存在が広く知られるようになった。それはイギリス政府が労働政策上の人口の分類として定義した言葉で「Not in Education, Employment or Training」の略語であり⁽²¹⁾、「教育を受けておらず、労働をしておらず、職業訓練もしていない」状態のことを示している。この報告書では、1998年にイギリスの義務教育を終えた16～18歳の若者たちの実に9パーセント、16.1万人もの若者が、就学や就職、職業訓練をしていないと報告されており⁽²²⁾、人々にショックを与えた。

日本では、厚生労働省が、はじめてニートに当たる存在を、2004（平成16）年の『労働経済の分析（平成16年版）』において公表し、マスコミでも多く取り上げられて、社会にショックを与えた。『労働経済の分析（平成16年版）』では、ニートに当たる存在を、非労働力人口のうち、特に（若年層の）「無業者」として、年齢は、15～34歳、卒業者、未婚者であって、家事・通学をしていない者に限って集計したところ、2003年には52万人（前年比4万人増）であると述べている⁽²³⁾。

翌年の2005（平成17）年、内閣府が、総務省統計局『就業構造基本調査』を特別集計することによって、いわゆるニートの量的把握を『若年無業者に関する調査（中間報告）』において報告した。この調査で着目した若年無業者とは、(1)高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに

通学しておらず、(2) 配偶者のいない独身者であり、(3) ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人（通学、有配偶者を除く）である。さらに無業者を、就業希望を表明しかつ求職活動を行っている「求職型」、就業希望は表明していながら求職活動は行っていない「非求職型」、就職希望を表明していない「非希望型」に分類した。この求職型は、総務省統計局『労働力調査』で調査されている完全失業者に類似した概念である。そして、非求職型及び非希望型の無業者を、いわゆる「ニート（通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々）」と考えられた⁽²⁴⁾。

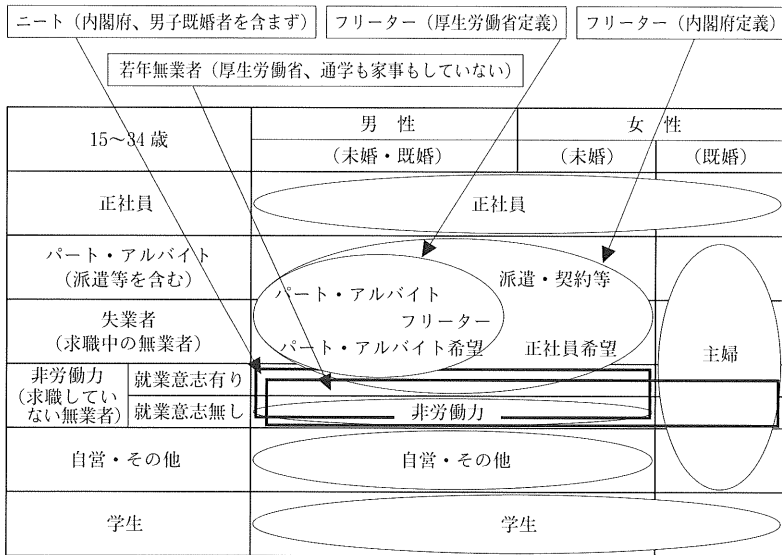
この調査結果より、非求職型は、92年から97年では26万人から29万人とほぼ横ばいだったのが、97年から2002年にかけて29万人から43万人と大きく拡大した。非希望型は、40万人強の水準が続いている。そして、いわゆるニートである非求職型と非希望型の合計は、1992年に66.8万人、1997年に71.6万人、そして2002年には85万人に達し、97年からの5年間で13万人増えている。

厚生労働省と内閣府のニートの推計結果の違いの一つは、「家事」の取り扱いである。厚生労働省では、非労働力の現状として、主に家事をしていると回答した人々が除かれているのに対し、内閣府の報告では収入となる仕事をしない理由として家事をしていると答えた人々を含んでいる。内閣府の報告の非求職型と非希望型の合計85万人のうち、仕事をしていない理由として「家事をしている」ことを挙げた人々が、2002年時点で非求職型では12万人、非希望型では9万人に及んでいる。その他の違いの原因としては、厚生労働省の白書が依拠している『労働力調査』が「月末1週間」の就業状況を調査したものであるのに対し、ここで集計した『就業構造基本調査』では「ふだんの状態」としての就業状況が調査されていることが反映している、と考えられる⁽²⁵⁾。

3.2 定義の収斂へ

年を同じく、2005（平成17）年に、小杉礼子氏は、（日本型）ニートを「15～34歳の非労働力（仕事をしていないし、また、失業者として求職活動をしていない）のうち、主に通学でも、主に家事でもない者」と定義した⁽²⁶⁾。これにあわせたように、同年の『労働経済白書（平成17年版）』でも、若年無業者（平成16年版では（若年層の）無業者としていたが）を年齢15～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計すると、2004年では64万人で前年と同水準となった⁽²⁷⁾。厚生労働省のいう「若年無業者」は、内閣府の定義した若年無業者とは異なっており、『労働経済の分析（平成16年版）』で定義した（若年層の）無業者に、家事・通学をしていない既婚者・学生も加えたものであった。これ

図1 フリーター及びニート（若年無業者）の概念図



出典：「社会実情データ図録」2008年9月27日アクセス、
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3450.html>

によって、厚生労働省のフリーターの新定義との整合性ができてきた。なお、これまでの厚生労働省と内閣府のフリーターとニート（若年無業者）の定義をまとめたものが図1である。

さらに、内閣府についても、内閣府編『青少年白書』では、フリーターもニートの定義に関して、平成17年版で内閣府の定義と厚生労働省の新定義を併記した後、平成18年版以降から厚生労働省の新定義のみを用いるようになってきた⁽²⁸⁾。

このように、ニートという言葉が日本で使われはじめて間もないのであるが、厚生労働省の若年無業者という定義に収斂しつつあるのではないかと思われる。もちろん、現在でもさまざまな定義が述べられていることには間違いないが、本稿では、このような経緯とともにフリーターの定義との整合性を図るためにも、ニートに関して厚生労働省の若年無業者の定義を用いることにする。

3.3 ニート数の推移とその理由

年齢階級別のニートの推移を表したものが表5である。全体としては、2002年から急激に増加し、2006年から2万人減少し62万人となっている。15～19歳層は2002年に増加したものの現在では以前の水準に戻っているが、他の年齢層は増加した2002年の水準を維持している。これもフリーター同様、擬似的なパネル調査としてとらえると、いったんニートを経験すると、キャリア形成がなくなることもあり、ニートから抜けることが困難となっている。

玄田有史氏は、ニートの増えた理由を、「労働市場説」「教育問題説」「家庭問題説」の3つの仮説を立てている⁽²⁹⁾。第1の「労働市場説」とは、1990年代後半以降、若年の就職環境は厳しさを増し、どんなに努力して就職活動をしても、心からやりたい仕事に出会えるチャンスは少なくなり、たとえ就職しても自分の希望とかけ離れ勤め続けること自体がとても苦し

排除される若者たちと少子化

く、「もう働けない」と就業のために努力することを停止してしまったのかもしれない、ということである。もし、ニートの増えたもっとも大きな理由が労働市場説であれば、景気が回復したり、少子化で人手不足になれば、就職の機会が増えるため社会全体の就職環境が改善しニートも短期間のうちに減少してゆくかもしれないので、ニートは「失われた10年」が生み出した一時的な現象となるかもしれない⁽³⁰⁾。

第2の仮説は、「教育問題説」である。個性化・自由化を進めてきた教育改革の「思わざる結果」として、インセンティブ・ディバイド（誘因・意欲の格差の拡大）が広がり、自分から学ぶ意欲を持つ者と持たない者、努力を続ける者とあきらめた者への二極分化がはっきりと進行している。

表5 年齢階級別ニートの推移

(単位：万人)

年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	合計
1993	8	13	10	9	40
1994	9	12	11	11	42
1995	9	13	12	11	45
1996	9	12	10	9	40
1997	9	12	11	10	42
1998	9	13	13	11	46
1999	9	15	13	11	48
2000	9	12	13	10	44
2001	8	13	15	13	49
2002	12	17	18	17	64
2003	11	16	18	18	64
2004	10	18	19	18	64
2005	9	16	20	19	64
2006	10	17	18	18	62
2007	9	16	18	18	62

資料：総務省統計局「労働力調査」

(注) 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていないものとして集計。

出典：厚生労働省編『労働経済白書（平成20年版）』全国官報販売協同組合、2008年7月、21ページ。

学校を卒業もしくは中退した後に待っているのは、存在そのものの否定とすら本人が感じてしまうほどの強烈な職業社会からの拒否であり、反動的なまでに自己に対する自信を喪失し、結果的に身動きが取れなくなる⁽³¹⁾。

第3は「家庭環境説」で、ニートには、家庭や地域で他者と交流する機会がもてないままに生きてきた過去があるのかもしれない。家庭内の不和、兄弟姉妹の減少、地域交流の乏しさなどがすぐに思い浮かぶので、家庭環境説はニート増加の理由を説明する有力な仮説と言えるかもしれない。ただし、少子化、核家族化、地域などの無関心は、すでに長い過去に遡って進行している事実であり、最近になって急速に増えたものではない。

また、ニートが増えたのは豊かさの結果だ、という考えもあるが、ニートが増えた90年代末から2000年代初めの頃、親の所得はむしろ減少している。そして、親に経済的に依存する人が増えたとしても、それはニート増加の原因ではなく、あくまで結果に過ぎない。仮に、ニートの問題が、家庭や生まれ育った環境に強く規定されていれば、改善策を考えるのは途方もなく難しいし、家庭は個々によって違うのである⁽³²⁾。

4 社会的排除と少子化

4.1 長期化する移行期

工業化と福祉国家の枠組みの中で、若者の成人期への移行の型は、社会制度と社会構造および文化・習慣によって規定されているものの、大きく変化してきた。特に、長期化する移行期は、欧米諸国で1970年代末から、日本でも1990年代末から、問題化している。一方では、教育水準が上昇し、自由と自律性を増して、伝統的枠組みが消失したことは、肯定的に評価された。しかし、他方、若年労働市場の悪化によってミドルクラスに属さない若者の中に失業や貧困に陥る者が増加したが、財政逼迫により福祉国家路線の転換が進み、自立の延期によって親の責任が強化された⁽³³⁾。

ここで、少子化と移行期との関係を考えよう。晩婚化によって少子化が進み、少子化によって教育水準が上昇して移行期が長期化する。縮小する国家財政のもとでは、養育と教育に対する親の責任が増大してくる。また、アルバイト・フリーターなどの不安定就労や失業などの雇用問題が顕在化しても、子どもの保護を主眼とする親子関係が醸成されて、若者の貧困化は隠蔽される。したがって、成人期への移行の課題は家庭責任にされ、社会的支援制度は発達しなかった。そのため、若者の生活基盤を社会的に保障すべきだという議論が起りにくかった。

4.2 排除される若者たち

フリーターに陥りやすい層、フリーターから抜け出せない層があることが、統計的にわかっている。女性、より年齢が低い人々、学校中途退学者、親の家計が豊かではない——塾費用や進学費用がまかなえない——人々である。また、過去にフリーターだった人がフリーターから抜け出すチャンスを決めるという悪循環もある⁽³⁴⁾。まさしく、これは、社会から排除されている状態である。

排除とは、レネ・ルノワール (René Lenoir) によると、精神的・身体的障害者、自殺する恐れのある人々、高齢病弱者、被虐待児、物質乱用者、非行少年、単親者、多様な問題を抱えた家計、周辺、社交的でない人、および他の社会的不適格者、としてとらえられていた⁽³⁵⁾。そして、社会的排除の概念は、社会関係からの排除、産業予備軍、およびダイナミックスという3つの特徴を持ち、現代社会の特徴であるグローバリゼーションという大転換によって顕在化された現代の生活問題をあらわす歴史的概念である⁽³⁶⁾。ここで、この社会的排除の概念をもとに、現代の若者たちと少子化との関係を吟味することができる。

移行期における若者たちの失業の危険性とそれと密接に結合している社会的排除は、これまで考えられていたより複雑だと指摘されてきた⁽³⁷⁾。そ

して、長期化する移行期を持つ若者たちは、経済動向や社会システムから排除されやすいのである⁽³⁸⁾。

4.3 少子化

若者たちの非典型労働の増加で、若者たちが社会的に排除され、不安定な生活やパラサイトシングルを強いられることによって、少子化と人口減少も助長される傾向がある。相対的過剰人口や不安定就労、非典型労働と少子化に関する調査研究も報告されている⁽³⁹⁾。

まず、雇用形態と結婚・希望子ども数には以下のような関係がある⁽⁴⁰⁾。

(1) 女性の高学歴化が、女性の雇用機会に影響を与えて、その結果として未婚化を上昇させてきた（フェミニズム仮説の確認）。ただし、女性の雇用状態によって結婚や希望する子どもの数を説明することは難しい。(2) 工業化やサービス化などによって、子どもに対する需要（希望数）が低下してきた（子どもの消費財仮説〔出生力の経済学〕の確認）。(3) 男（夫）の雇用形態が安定的であると、結婚に強く影響を与え、結婚後も希望する子どもの数を増やす方向にある。(4) 妻の雇用形態が安定的であると、希望する子どもの数を増やす方向にある。そして、(5) 家庭内における夫の協力（男女共同参画）が希望する子ども数を増やす傾向にある。

酒井正氏と樋口美雄氏によると、フリーター経験者は、その後の結婚や出産の時期が遅く、一定の年齢に到達してもときには結婚しなかったり、子どもを持たなかったりする人が多い。一般的には、若年時の就業経験は、単にその後の就業状態や所得に大きなインパクトを与えているだけではなく、結婚や出産行動にも影響を与え、しかもその影響の程度は、以前にも増して90年代以降、拡大していることが確認されている⁽⁴¹⁾。

また、酒井正氏と岩松尚吾氏は、バブル経済崩壊後の1992年以降、男性のフリーター経験者と正規雇用経験者のその後の未婚残存確率の差は著しく大きくなっており、同様に第1子出生年齢についても、フリーター経

験者の方が出産年齢は高くなっていると指摘している⁽⁴²⁾。この調査結果から、丸山俊氏は、フリーターの増加は、晩婚化・非婚化に拍車をかけ、フリーターが正社員になれないことによって人口1,000人当たりの粗出生率は年間1.0～2.1%ポイント押し下げられたと推計した⁽⁴³⁾。

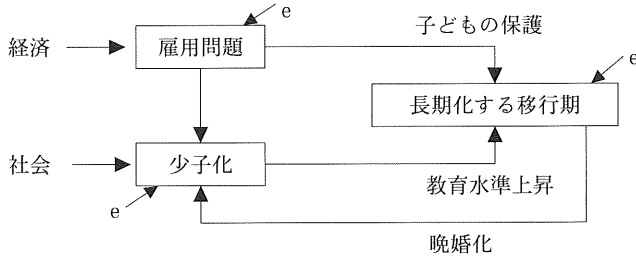
国立社会保障・人口問題研究所の『第12回 出生動向基本調査』(2004)によると、未婚の理由として「結婚資金が足りない」をあげる人が男性に多く、若い男性の経済状況が結婚に影響を与えていることがうかがえる。したがって、非典型労働であると所得が低い場合が多く、不安定就労であり、生活も不安定になりがちであり、晩婚化、非婚化さらに少子化へとつながってゆくの、若者の雇用対策が必要である。

おわりに

個々の企業にとっては、パート・アルバイトを採用するという雇用戦略は経済的合理性に適する選択であるが、社会全体をみればフリーターが増加し続けることは決して望ましいことではない。だからこそ、マクロ的な視点を持った政府の取り組みが必要不可欠である。政府には、フリーター数の増加の原因を正しく見極め、その場しのぎではなく、長期的な展望を持って適切な政策を行っていくことが求められるのではないか。

現代の若者たちは、精神論や失業問題によって論じられることが多いかもしれないが、経済や社会制度などから排除されていることに着目しなければならない。現在の若者たちは、景気の調節弁としてフリーターやニートになり、キャリアを形成したと評価されることもなく、年齢が上昇しても正規従業員になれず非典型労働のままに固定化せざるを得ないため、社会から排除されている。そして、少子化と雇用問題によって若者たちの移行期が長期化し、そのために次世代の少子化を助長させてしまう。図2のように、若者の雇用問題と少子化によって生み出されたものであり、若者

図2 長期化する移行期のスパイラル（概念図）



（注）eは残渣要因である。

の移行期を長期化させて、さらに晩婚化を介して少子化の原因となり、スパイラルな社会現象を引き起こしていると考えられる。

さらに、不安定就労が拡大され、生活問題も深刻化させてきたことは、排除される若者たちを増やし、さらに少子化に拍車をかけることになるであろう。したがって、少子化対策とは、結婚や育児に関わる問題だけではなく、若者の雇用対策をはじめとした若者の社会参加を目指すさまざまな対策をそろえてゆく必要がある。

労働市場の流動化、非典型雇用の増大、価値観の多様化などによって、若者の移行はますます「脱制度化」の様相を帯びようになってきている。このような社会の移り変わりのなかで、不安定な非典型雇用の処遇改善や求職手当の支給など社会保障制度を新たに整備する一方、社会のなかを彷徨せざるを得ない若者の社会的ネットワークの意義を改めて探ることは、新たな社会システムを展望する第一歩となるであろう⁽⁴⁴⁾。

注

- (1) 玄田有史・曲沼美恵「はじめに」玄田有史・曲沼美恵『ニートフリーターでもなく失業者でもない』幻冬舎、2006年、10ページ。
- (2) 杉田俊介『フリーターにとって『自由』とは何か』人文書院、2005年、26ページ。

排除される若者たちと少子化

- (3) 太郎丸博・亀山俊朗「問題の意義と枠組み」太郎丸博編『フリーターとニートの社会学』世界思想社、15～23 ページ。
- (4) 玄田有史『仕事のなかの曖昧な不安』中央公論新社、2001 年、11～17 ページ。
- (5) 玄田・曲沼、前掲論文、11 ページ。
- (6) 玄田有史「就業に関する中高年と若者の対立のその後」高山憲之・斎藤修編『少子化の経済分析』東洋経済新報社、2006 年、97 ページ。なお、詳しいデータなどについては、玄田有史『ジョブ・クリエイション』日本経済新聞社の第 4 章を参照。
- (7) 児見川孝一郎「フリーター・ニートとは誰か一つくられるイメージと社会的支店の封印」佐藤洋作・平塚眞樹編『未来への学力と日本の教育⑤ ニート・フリーターと学力』明石書店、2005 年、62 ページ。
- (8) 厚生労働省編『労働経済白書（平成 20 年版）』全国官報販売協同組合、2008 年、20 ページ。その他、各年の『労働白書』、『労働経済の分析』、『労働経済白書』、『厚生白書』や『厚生労働白書』にも同様に記載されている。
- (9) 児見川、前掲論文、63 ページ。
- (10) 内閣府編『国民生活白書（平成 15 年版）』時事画報社、2003 年。なお、内閣府の公表数字は、毎年の特集に基づき編集される国民生活白書の単発的な集計であり、もともと毎年更新されていく形にはなっていない。また、2006 年 11 月教育基本法の衆議院委員会審議にともなって問題となった内閣府によるタウンミーティングのやらせ質問で内閣府への不信が高まった結果、公表を意図的に中止しているとの疑問が生じているが、そのような訳で公表を意図的に中止している訳ではない。
- (11) なお、内閣府と厚生労働省の定義の違いについては、「社会実情データ図録」の解説が分かりやすいであろう。「社会実情データ図解」2008 年 9 月 27 日アクセス、<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3450.html>。
- (12) 内田龍史・久保由子「フリーター研究の動向と本書の意義」部落解放・人権研究所編『排除される若者たち—フリーターと不平等の再生産—』解放出版社、8～9 ページ。
- (13) 小杉礼子「「フリーター」とは誰なのか」『日本労働研究雑誌』525 号、2004 年 4 月、49 ページ。ただし、非典型雇用全体の拡大の中で若年者の就業問題を考えることは非常に重要である。
- (14) 日本労働研究機構『大都市若者の就業行動と意識広がるフリーターの経験と共感』調査研究報告書 No. 146、2001 年（2008 年 9 月 27 日アクセス、http://db2.jil.go.jp/seika_zen/E_Seika/HTML/2001/E2001120016_ZEN.htm）。
- (15) 小杉礼子・堀有喜衣「若年の労働市場の変化とフリーター」労働政策研究・研

- 修機構編『自由の代償／フリーター—現代若者の就業意識と行動—』労働政策研究・研修機構、2002年、26～27ページ。
- (16) 同稿、27ページ。
 - (17) 小杉『フリーターという生き方』、3ページ。
 - (18) 厚生労働省編『労働経済白書（平成20年版）』全国官報販売協同組合、2008年、20ページ。『労働経済白書（平成14年版）』国立印刷局、154ページ。その他、各年の『労働白書』、『労働経済の分析』、『労働経済白書』、『厚生白書』や『厚生労働白書』なども参照していただきたい。
 - (19) 内閣府編『国民生活白書（平成19年版）』時事画報社、2007年、40ページ。
 - (20) 杉田俊介『フリーターにとって『自由』とは何か』人文書院、2005年、61ページ。
 - (21) Social Exclusion Unit, *Bridging the Gap: New Opportunities for 16-18 Year Olds Not in Education, Education, Employment or Training*, 1999.
 - (22) *Ibid.*, p. 8.
 - (23) 厚生労働省編『労働経済の分析（平成16年版）』ぎょうせい、2004年、155ページ。
 - (24) 内閣府『若年無業者に関する調査（中間報告）』2003年、1ページ。
 - (25) 同報告書、5ページ。
 - (26) 小杉礼子『フリーターとニート』勁草書房、2005年、6ページ。
 - (27) 厚生労働省編『労働経済白書（平成17年版）』国立印刷局、2005年、154ページ。
 - (28) 内閣府編『青少年白書』時事画報社、各年版を参照。
 - (29) 玄田有史「誰もがニートになるかもしれない」玄田有史・曲沼美恵『ニート—フリーターでもなく失業者でもない—』幻冬舎、2006年、263～267ページ。
 - (30) 同稿、263～264ページ。
 - (31) 同稿、264～266ページ。
 - (32) 同稿、266～268ページ。
 - (33) 宮本みち子「長期化する移行期の実態と移行政策」社会政策学会編『若者—長期化する移行期と社会政策（社会政策学会誌第13号）』法律文化社、2005年、4～5ページ。
 - (34) 杉田、前掲書、61ページ。
 - (35) 渡邊幸良「社会的排除の概念」日本福祉工学会誌、6巻2号、2004年、2～4ページ。
 - (36) 渡邊幸良「グローバルゼーションと社会的排除—生活問題と歴史的概念の視点から—」経済学論纂（中央大学）、第45巻第3・4合併号、2005年、63～68ページ。

排除される若者たちと少子化

ジ。

- (37) 宮本、前掲論文、9 ページ。
- (38) 宮本みち子氏は、多くの先行研究や実践より、若者が社会的排除に結びつきやすい類型と、社会的排除の危険が少ない類型を、以下のようにまとめている。まず、若者が社会的排除に結びつきやすい類型としては、①労働市場からの排除、②社会的孤立、③経済上、また制度や組織からの排除や低い資格レベル、④低い社会階層出身者、⑤労働市場に対する受身的存在、⑥不安定な経済状況、⑦社会的支援の少なさ、⑧制度的サポートの不在、⑨低い自己評価、⑩薬物依存や非行行動、の 10 点が指摘されている。一方、社会的排除の危険が少ない類型としては、①高い資格レベル、②労働市場での積極性、③安定した経済状況、④社会的サポート、⑤制度的サポート、⑥高い自己評価、⑦社会文化的活動への活発な参加、⑧家族への統合が高いこと（例 南欧）、⑨水面下の経済活動の存在（不安定な仕事への定着の危険はあるが、同時に、経験・社会的コンタクト、自己評価の維持に役立っている）、の 9 点が指摘されている。宮本、前掲論文、14 ページ。
- (39) 不安定就労の若者の増大を少子化と結びつけた、はっきりした関係を示す実証研究がないとの批判もある。阿藤誠「国際比較からみた日本の少子化と少子化対策」高山憲之・斎藤修編『少子化の経済分析』東洋経済新報社、2006 年、29 ページ。
- (40) 渡邊幸良「岩手中部における少子化と雇用形態」同朋大学論叢、第 92 号、2008 年 3 月、84 ページ。
- (41) 酒井正・樋口美雄「フリーターのその後—就業・所得・結婚・出産」日本労働研究雑誌（日本労働研究機構）No. 535、2005 年、38～40 ページ。
- (42) 酒井正・岩松尚吾「フリーター以前とフリーター以後」樋口美雄・慶應義塾大学経商連携 21 世紀 COE 編著『日本の家計行動のダイナミズム [I] —慶應義塾家計パネル調査の特性と居住・就業・賃金分析』慶應義塾大学出版会、2005 年、158 ページ。
- (43) 丸山俊「増加する中高年フリーター～少子化の隠れた一因に～」(調査レポート 05/02、UFJ 総合研究所)、2005 年、18～22 ページ。
- (44) 樋口明彦「社会的ネットワークとフリーター・ニート—若者は社会的に排除されているのか」太郎丸博編『フリーターとニートの社会学』世界思想社、2006 年、74 ページ。

(本学准教授・現代生活と福祉)